

第5章 悪臭

第1節 悪臭の現状

悪臭公害とは、一般的に不快なにおいの発生により、市民の生活環境が損なわれることにより発生するもので、代表的な感覚公害であり、その被害は一過性、局所的である場合が多いです。

においは人間の嗅覚を通して得られるもので、個人の感覚や嗜好によって大きく影響されるとともに、悪臭の構成成分は数十万ともいわれ、それらの成分の間には相乗・相殺作用があり非常に複雑なものといえます。

第2節 悪臭の対策

1. 悪臭防止法

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を抑制し、市民の生活環境を保全し、人の健康を保護するために、昭和47年5月に施行されたもので、規制地域内の工場などの敷地境界及び排出水中における特定悪臭物質の濃度規制を定めています。また、悪臭防止法は平成7年4月に改正され、従前までの特定悪臭物質濃度による規制に加え、新たに嗅覚測定法を用いて測定される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制が加えられました。さらに平成12年度から、排出口及び排出水について「臭気指数」による規制が加えられました。

本市においては、都市計画法に基づく用途地域(市街化調整区域を除く全域)を規制地域に指定しており、特定悪臭物質濃度による規制が適用されます。

本法における敷地境界及び排出水中の規制物質及びその規制濃度は表2-5-1及び表2-5-2に示すとおりであり、その規制濃度は「住民の大多数が悪臭による不快感を持つことがないような濃度」の範囲で定められています。

表2-5-1 敷地境界における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質名	規制基準	特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表 2-5-2 排出水中における規制基準

(単位：mg/L)

悪臭物質名	排出水量		
	0.001 m ³ /秒以下	0.001 m ³ /秒を超え 0.1 m ³ /秒以下	0.1 m ³ /秒を超える
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

「住民の大多数が悪臭による不快感を持つことがないような濃度」とは、表 2-5-3 が示す 6 段階臭気強度表示法による臭気強度で 2.5~3.5 に対応する濃度となっています。

表 2-5-3 6 段階臭気強度表

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかるにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

2. 佐倉市環境保全条例

本市では、従来から佐倉市環境保全条例により「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し及び排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と定めています。

また、千葉県では、悪臭防止対策の指針として、三点比較式臭袋法による指導目標値を定めています。その目標値は表 2-5-4 に示すとおりです。

表 2-5-4 三点比較式臭袋法による指導目標値

地域	排出口における臭気濃度	敷地境界における臭気濃度
住居系地域	500 程度	15 程度
工場・商店・住居混在地域	1,000 程度	20 程度
工業系地域	2,000 程度	25 程度

住居系地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

工場・商店・住居混在地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）

工業系地域：工業地域、工業専用地域、工業団地